

茨労基発 0104 第 1 号  
令和 5 年 1 月 4 日

関係団体等の長 殿

茨城労働局労働基準部長

### 保護具着用管理責任者に対する教育の実施について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 5 月 31 日に公布されました労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号：以下、改正省令という。）につきましては、公布日から施行（一部については、令和 5 年 4 月 1 日又は令和 6 年 4 月 1 日から施行）され、本改正省令第 12 条の 6 第 2 項では保護具着用管理責任者の選任が定められたところです。

当該保護具着用管理責任者には化学物質管理専門家等の一定の要件を満たす者のほか、当該要件を満たす者を選任できない場合においては、別途示す保護具着用管理責任者教育（以下、教育という。）を受講する必要があるとあり、選任された化学物質管理専門家等に対しても本教育を受講することが望ましいとされていることから、別紙のとおり保護具着用管理責任者に対する教育実施要領が定められましたので、貴団体におかれましても関係事業者に対し周知するほか、必要により本カリキュラムに基づく教育の実施に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より、別添により各団体の長あてに通知していることを申し添えます。

参考添付資料：労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

担当 茨城労働局労働基準部健康安全課  
地方労働衛生専門官 跡部  
029-224-6215